



2025年7月16日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
(東証スタンダード市場・コード 8704)
問合せ先 常務取締役 新妻 正幸
(TEL 03-6736-9850 (代表))

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 8 月 6 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 172,300 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,171 円
(4) 処 分 総 額	201,763,300 円
(5) 株式の割当ての対象者 及 び そ の 人 数 並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3 名 172,300 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024 年 6 月 26 日開催の第 25 回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額 300 百万円以内とすること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 800,000 株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものといたします。）とすること等につき、ご承認いただいております。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に對して、金銭報酬債権合計 201,763,300 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社の普通株式合計 172,300 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 3 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の本割当株式について処分を受けることとなります。また、本自己株式処分に伴い、当社は、割当予定先である対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結

いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式に係る払込期日（以下「本払込期日」という。）より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する時期及び譲渡制限を解除する本割当株式の数は以下のとおりとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。なお、以下の各号において「本提出日」とは、本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（ただし、本払込期日が当該事業年度開始後6ヶ月以内の日である場合は、当該事業年度に係る当社の半期報告書とする。）の提出日をいう。

① 譲渡制限を解除する時期

任期満了その他正当な理由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。）による退任又は退職の場合は、当該退任又は退職の直後の時点（当該退任又は退職の時点が本提出日以前の日である場合は、本提出日の翌日とする。）をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点（当該死亡の時点が本提出日以前の日である場合は、取締役会が別途決定した本提出日の翌日以降の時点とする。）をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限を解除する本割当株式の数

①で定める退任又は退職の時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（単元株式数未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（単元株式数未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時が本提出日（上記(3)に定める本提出日をいう。）以前の日である場合には、当社は、譲渡制限の解除を行わず、当該組織再編等の効力発生日の前営業日において、本割当株

式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が SMBC 日興証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して SMBC 日興証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 7 月 15 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 1,171 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上